

事 務 連 絡
令 和 2 年 10 月 21 日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

検査実施機関の変更について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 5 項第 11 号の規定に基づき 4 類感染症として定められているブルセラ症については、令和 2 年 10 月 26 日より国立感染症研究所において検査を実施することとなりましたので、御了知の上、貴会会員へ周知をお願いします。

また、同様の事務連絡を全国の地方公共団体の衛生主管部局宛てに発出しておりますことを申し添えます。

(担当)

厚生労働省健康局結核感染症課

電話：03（5253）1111（内線 2384/2376）